



埼玉県報

第 2 6 4 0 号
平成26年10月24日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則\(少子政策課\)](#)

告示

- [狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [ガスクロマトグラフ型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示\(衛生研究所\)](#)
- [ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示\(衛生研究所\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理機構の事業の特例に関する事業実施規程の承認\(農業ビジネス支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [水道用粉末活性炭\(ウェット炭\)の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [水道用粉末活性炭\(ドライ炭\)の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙人名簿登録者数の50分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

規則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十六号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

審議会に、次の表の下欄に掲げる事項を調査審議するため、同表の上欄に掲げる部会を置く。

部会の名称	調査審議事項
一 児童養護部会	1 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この号において「法」という。）第六条の四第一項に規定する里親の認定に関する事項 2 法第二十七条第六項に規定する措置に関する事項 3 法第三十三条第五項に規定する一時保護に関する事項 4 法第三十三条の十五第三項に規定する報告に関する事項
二 認可部会	1 児童福祉法第三十五条第六項に規定する保育所の設置の認可に関する事項 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この号において「法」という。）第十七条第三項に規定する幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項 3 法第二十一条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項 4 法第二十二条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

第七条第六項中「第一項各号」を「第一項の表の下欄」に改める。

第十二条ただし書を次のように改める。

ただし、児童養護部会の庶務は福祉部こども安全課において、認可部会の庶務は福祉部少子政策課において、それぞれ処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百八十二号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ型質量分析計の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所 水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番 1

3 落札者を決定した日

平成26年 8 月18日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 1 号

5 落札金額

28,058,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年 7 月 4 日

告 示

埼玉県告示第千三百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
ガスクロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県衛生研究所 水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番 1
- 3 落札者を決定した日
平成26年 9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 1丁目3番 1号
- 5 落札金額
34,862,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年 8月 8日

告示

埼玉県告示第千三百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

埼玉県東松山市箭弓町一 十五 十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

古川栄

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南四丁目十二番地二十五

有限会社ながしま化粧品店 代表取締役 長島義憲

埼玉県東松山市箭弓町三 四 十四

株式会社ディング 代表取締役 谷口昌宏

東京都台東区東上野一 十五 二

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

古川賢

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南四丁目十二番地二十五

八 変更年月日

平成二十六年五月十五日 外

二 届出年月日

平成二十六年十月一日

二 縦覧期間

平成二十六年十月二十四日から平成二十七年二月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十月二十四日から平成二十七年二月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百八十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）
第八条第一項の規定により、農地中間管理機構の法第七条各号に掲げる事業の実施
に関する規程（以下「事業規程」という。）を承認したので、法第八条第四項の規
定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 承認に係る事業規程

公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理機構の事業の特例に関する事業実施
規程

二 承認年月日

平成二十六年十月九日

三 承認に係る事業の種類

農地売買等事業（法第七条第一号に掲げる事業をいう。）
研修等事業（法第七条第四号に掲げる事業をいう。）

告 示

埼玉県告示第千三百八十七号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市

四 作業期間

平成二十六年十二月二十九日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

測量計画機関である三郷インターA地区土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷インターA地区土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点座標変換、境界点座標変換）

三 作業地域

三郷市泉、彦川戸二丁目、天神一丁目、天神二丁目、彦野二丁目、彦倉二丁目
上口二丁目、上口三丁目の各一部

四 作業期間

平成二十六年五月二十八日から平成二十六年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八十九号

測量計画機関である神川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

神川町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量（新設、移設）二点）

三 作業地域

児玉郡神川町大字元阿保

四 作業期間

平成二十六年十月六日から平成二十六年十二月十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十号

測量計画機関である小川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

小川町

二 作業種類

公共測量（復旧測量（基準点））

三 作業地域

小川町（全域）

四 作業期間

平成二十六年九月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百九十一号

平成二十六年埼玉県告示第千二百九号で公示した公共測量（基準点測量『埼玉型ほ場整備事業・戸崎地区』）は、平成二十六年十月十日終了した旨測量計画機関である加須農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年十月十五日

指令越建セ第二五〇〇六九一号

二 検査済証番号

平成二十六年十月二十日

越建セ第三〇二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東五百四番五、五百五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川四百六十二番地五百三十

高橋 和広

告 示

埼玉県公営企業告示第五十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 9,010 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 26 年 8 月 27 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額
1 トン当たり 17,280 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成26年 7 月11日

告 示

埼玉県公営企業告示第五十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 846 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 26 年 8 月 27 日
- 6 落札者の氏名及び住所
燦クリーン株式会社
埼玉県所沢市小手指町一丁目 42 番地の 24
- 7 落札金額
1 トン当たり 77,544 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成26年 7 月11日

告 示

埼玉県公営企業告示第五十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 827 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 26 年 8 月 27 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額
1 トン当たり 57,240 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成26年 7 月11日

告 示

埼玉県公営企業告示第五十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 165 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 26 年 8 月 27 日
- 6 落札者の氏名及び住所
燦クリーン株式会社
埼玉県所沢市小手指町一丁目 42 番地の 24
- 7 落札金額
1 トン当たり 321,840 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成26年 7 月11日

告 示

埼玉県公営企業告示第五十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 121 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 26 年 8 月 27 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口五丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額
1 トン当たり 315,360 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成26年 7 月11日

告 示

埼玉県選管告示第五十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年十月二十八日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

告 示

埼玉県選管告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年十月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、一九一人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三八、六九二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 六五、六四八人

南第二区 一四三、八八四人

南第三区 二三、四一四人

南第四区 三八、五四九人

南第五区 三〇、九七六人

南第六区 四三、〇二〇人

南第七区 二六、三九九人

南第八区 二五、四七一人

南第九区	四〇、八五七人
南第十区	四七、四八五人
南第十一区	三〇、七五二人
南第十二区	三〇、三三八人
南第十三区	六一、七六六人
南第十四区	三二、〇一四人
南第十五区	一九、〇六九人
南第十六区	三〇、四四九人
南第十七区	一九、七七二人
南第十八区	四三、七三八人
南第十九区	一九、四七九人
南第二十区	三三、六三四人
南第二十一区	三五、三〇八人
南第二十二区	二一、一二四人
西第一区	九三、八三八人
西第二区	四〇、七六八人
西第三区	二二、四九六人
西第四区	四二、七三二人
西第五区	一五、八九三人
西第六区	二九、三七八人
西第七区	二三、八一三人
西第八区	九四、三二六人
西第九区	一五、六〇二人
西第十区	一三、三六一人
西第十一区	二七、二三三人
西第十二区	一八、九六八人
西第十三区	一一、七一四人
西第十四区	二四、三六〇人
西第十五区	二六、六七九人
北第一区	一八、一九六人
北第二区	一二、〇一五人
北第三区	一五、二二五人
北第四区	二一、三七八人
北第五区	四八、九八四人

北第六区
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

五五、〇四六人
二三、二九〇人
一五、一九八人
一八、七六五人
一五、〇九八人
一九、二三七人
一七、四六六人
二九、〇三八人
五五、二〇九人
八九、四四四人
二二、五七四人
六三、八七六人
一七、七五五人
一四、八四七人
三一、三〇七人
一八、〇六二人